

しょう がく せい む
小学生向け

わたし
私たちの
たい せつ けん り
大切な権利



し が けん
滋賀県
こ き ほん じょう れい
子ども基本条例



わたし まい にち しあわ い
私たちが毎日を幸せに生き、
げん き せい ちよう
元気に成長するための

たい せつ けん り
大切な権利のおはなし。



し が けん
滋賀県

し が けん
滋賀県
こ き ほん じょう れい
子ども基本条例

こんなこと、ないですか？

- しっかりごはんが食べられていない
- おとなに自分の意見を言いくい
- 時間がなくて遊べない
- いやなことを言われて悲しい

これらは
子どもの権利に
関係しているよ!

「子どもの権利」ってどんなもの？

子どもは、おとなと同じように、
ひとりの人間として大切にされ、幸せに生きるために
必要な権利をもっています。

また、子どもには、日々心と体が成長していく
子どもだからこそ必要な権利があります。

子どもが幸せに生き、元気に成長するために
必要な権利を「**子どもの権利**」といいます。

すべての子どもが生まれながらにもっている、とても大切なものです。

「子どもの権利条約」を知ろう

1989年に、世界の国々が協力して「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」をつくりました。これは、世界中すべての子どもたちがもつ権利を定めたルールです。日本をふくむ196の国と地域が、この条約を守ることを約束しています。

子どもがもっている大切な権利



生きる権利

命が守られ、
元気に暮らすことができます。

- しっかり食事をとることができるよ
- 安全に住む場所があるよ
- 病気やケガをしたら、病院に行ってお医者さんの治りょうを受けられるよ

育つ権利

勉強したり、遊んだり、
ゆっくり休んだりして、
すくすくと大きく育つことができます。

- 学校などでいろいろなことが学べるよ
- 遊んで、楽しく過ごすことができるよ
- 自分らしく成長することができるよ

守られる権利

いじめられたり、苦しめられたり
しないように守られます。

- 人とのちがいなどを理由に差別されないよ
- たたかれたり、けられたり、ひどいことを言われて心を傷つけられたりしないように守られるよ
- 無理やり働かされないよ

参加する権利

自由に意見を表すことができます。

- 自分の考えや思いが大切にされるよ
- 仲間をつくったり、自由に活動したりできるよ

他にも
さまざまな
権利があるよ

あなたも、きょうだいや友達も、すべての子どもが大切な権利をもっています。
思いやりの気持ちをもって、自分のことも、まわりの人のことも大切にしましょう。

☆言葉や行動で人を傷つけないように気をつけようね!

身近なできごとと子どもの権利をつなげて考えてみよう どの権利と関係しているかな？

こたえには、【生きる・育つ・守られる・参加する】のどれかが入るよ。
2ページを見ながら考えてみてね！

しっかりごはんが食べられていない

子どもは健康に過ごすために、
毎日しっかりごはんを食べることができます。



こたえ

1

権利

おとなに自分の意見を言いにくい

子どもは自分の意見を自由に言うことができます。
おとなはその意見を大切にしなければいけません。



こたえ

2

権利

時間がなくて遊べない

子どもは元気な体や考える力を育てるために、
自由に遊ぶことができます。



こたえ

3

権利

いやなことを言われて悲しい

子どもがつらいときや悲しいときは、安心して
話せるおとなに助けをもらうことができます。



こたえ

4

権利

自分が「守られているな」と思う権利にはどんなものがあるかな？
また、自分が「守られていないかも」と思う権利にはどんなものがあるかな？
どうしてそう思うのか、その理由もいっしょに考えてみよう

滋賀県子ども基本条例を知ろう

滋賀県では、「子どもの権利条約」の考え方を大切にして、
滋賀の子どもたちが自分らしく、元気に、安心して育ち、
すべての人が笑顔で幸せに暮らせるように、
「滋賀県子ども基本条例」をつくり、
2025年4月1日に施行しました。

滋賀県
子ども基本条例は
滋賀県の
ルールだよ！



条例とは

県や市町村がつくるルール

施行とは

ルールを実際に使い始めること

この条例をつくってどうしたいの？

子どもの権利が守られ、子どもがのびのびと元気に、
安心して成長することができる社会をつくりたいと考えています。

子どもの権利を守るために みんながすること

滋賀県

子どもの権利を守るために、国や市町など
と協力しながら、さまざまな取り組み
を考えたり、実際に行ったりします。

保護者

お父さんやお母さんなど、
子どもを育てているおとな

子どもをあたたく見守り、元気に安心して
成長することができるように育てます。

学校など

子ども一人ひとりに向き合い、子どもの成長
を支えます。また、子どもが意見を自由に言
えて、安心して楽しく過ごせるようにします。

会社など

働く人が仕事と子育ての両方ができるよ
うに協力します。

滋賀県に住んでいるおとな・子ども

子どもの権利について学び、それぞれの立場で、
子どもの権利を守るためにできることをします。

子どもって？… この条例では、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがなくならないように、
心と体の成長の途中にある人を「子ども」としています。

大切に考える方

条例では、子どもの権利が守られる社会をつくるために、
「何を大切にするのか」を定めています。

01 子どもの権利が守られる社会づくりは、
次のことをしっかり考えて進めていくことが大切です。

子どもは差別を受けない権利があること

ひとりひとりが
大切にされるよ!

子どもは大切に育てられる権利があること

子どもは自由に意見を言う権利があること

子どもにとって一番よいことを
考えるのが大事であること

子どもが幸せに過ごせるように、おとなが
子どもの意見を大切にしながら、「子ども
にとって、どうするのが一番いいのか?」
と考えることが大事なんだ!



まわりの人や
社会のために
活動に参加することも
できるよ!



02 子どもの権利が守られる社会をつくるために、
次のことを進めていくことが大切です。

子どもが他の人の権利を大切にしながら、
みんなでいっしょに社会をつくっていきけるようにすること

子どもの年齢や、
一人ひとりの成長やようすに合わせて、
支えたり助けたりすること

社会のみんなと協力すること

子どもが安心して話せる人や自分
らしくいられる場所を見つけ、
自由に気持ちを伝え、他の人の権
利を大切にしながら、自分から社
会をよくするために行動できるよ
うにするよ!



国、県、市町、保護者、
学校、会社、県民など、
みんなで協力するよ!



条例には他にも
こんな内容があるよ!

子どもの意見をきくこと

子どもが安心して意見を
言うことができるようにしています。



子どもが意見を言いやすい
ようにするよ!

きいた意見は大切にしますよ!

うまく言えないときでも、
言葉にするのを助けたり、
まわりの人が代わりに伝えたりするよ!

子どもの権利を守るしくみ

子どもがなやんでいることや不安な気持ちがあるときに、いつでも相談できるようにしています。

いじめられている、どうしたらいいかわからなくて困っている、
おうちの人や先生にも話しにくい



相談窓口 (相談できる場所は裏表紙にのっているよ)

相談員*は、あなたの困りごとや不安な気持ちを
ていねいにきくよ。あなたのことを大切にしながら、
いっしょにどうしたらいいかを考えるよ。

*困りごとや不安な気持ちをきいて、どうしたらいいかをいっしょに考えてくれるおとなの人

気軽に相談して
ください
秘密は守ります

相談しても困ったままのときは、「滋賀県子どもの権利委員会」に助けを求めらうことができます。

滋賀県子どもの権利委員会

大学の先生や弁護士さんが、あなたの思いに寄りそいながら、
困りごとがなくなるように動いてくれるよ。
困りごとにかかわっている人の話をきいたり、
話し合いをしたりしながら、あなたにとって
一番よい方法をいっしょに考えていくよ。

他にも、子どもの権利について、滋賀県にこんなことをしてほしいと伝えることや、
たくさんの人に知ってもらおう活動をするよ。

子どもの
権利を
守るよ!



さいごに...

子どもの権利を守るために、自分にできることを考えてみよう!

みんなの小さな一歩が、笑顔いっぱいの社会をつくっていくよ。

こま 困ったら相談しよう

ひとりでなやまなくて
いいんだよ

だれかに
話すだけで、
心が軽くなることも
あるんだよ

ちい 小さなことでも大丈夫

あんしん 安心して話せる人に、相談してみよう

たとえば…

おうちの人や、先生、友達、
スクールカウンセラーなど、
話しやすい身近な人

どんなことでも
相談できるよ

相談窓口もあるよ!

自分のことや、家族、友達、学校のことで困っているとき

24時間子供SOSダイヤル



0120-0-78310

※9時～21時(12/29～1/3除く)の間に

県内から電話をかけると、「こころんだいやる」につながるよ。

あなたの
気持ちを
ちゃんと
受けとめます

こころの サポートしが



LINE相談

左の二次元コードから

LINEの友だち追加をすると、相談できるよ。
(毎日・16時～24時)

編集

小学生の意見を取り入れながら作成しました。 <わしくはこちら>

令和7年10月発行

滋賀県子ども若者部 子ども若者政策・私学振興課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-3565 FAX 077-528-4854



滋賀県ホームページ